

## 答 申 第 437号

### 第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

1 平成27年 4月23日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、精神保健相談事務（以下「本件請求文書①」という。）、指定医の診察・入院措置事務（以下「本件請求文書②」という。）、医療保護入院届出受理事務（以下「本件請求文書③」という。）、市長同意事務（以下「本件請求文書④」という。）、精神保健指定医事務（以下「本件請求文書⑤」という。）、実地指導・実地審査事務（以下「本件請求文書⑥」という。）、精神障害者社会復帰事業事務（以下「本件請求文書⑦」という。）、現在に至るまでの申請者にかかわるすべてのものに関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 同年 6月 5日、実施機関は、本件開示請求に対して、本件請求文書①から本件請求文書③については、下記(1)の個人情報を特定し、下記(2)の理由により一部開示とし、本件請求文書④から本件請求文書⑦については、対象となる文書を作成及び取得していないか、もしくは保存期間が過ぎており、既に廃棄して存在しないことを理由として非開示とする、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

#### (1) 特定した保有個人情報

##### ア 本件請求文書①

精神保健福祉相談記録

##### イ 本件請求文書②

(ア) 平成22年 5月 5日付措置入院者の症状消退届

(イ) 平成22年 5月31日付入院措置の解除についての通知

##### ウ 本件請求文書③

(ア) 平成22年 5月31日付医療保護入院者の入院届

(イ) 平成22年12月20日付医療保護入院者の退院届

(2) 一部開示事由

ア 条例第20条第 1項第 3号及び同条同項同号ただし書括弧書きに該当  
本件保有個人情報には、開示請求者以外の個人情報が含まれており、  
開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害す  
るおそれがあり、特定の個人が識別される情報を除いたとしても、なお  
個人の人格や財産に関する権利利益を害するおそれがある情報また開示  
請求者以外の者が開示請求者に知られたくないことに正当かつ具体的な  
理由があるものと判断できるため。

イ 条例第20条第 1項第 7号に該当

本件保有個人情報には、関係機関とやりとりした情報や職員の評価・  
判断が含まれており、開示することにより本市の精神保健に関する事務  
又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及  
ぼすおそれがあり、情報を開示することによる利益と比較衡量し、なお  
当該事務事業の遂行に支障が生ずるものと判断できるため。

3 平成27年 6月18日、異議申立人は、本件処分を不服として、名古屋市長に  
対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立に係る処分の取り消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由  
は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求文書①から本件請求文書③の非開示事由について

「開示請求者以外の正当な権利利益」の具体的な提示を求める。精神病  
患者だと認定されたとしても、その権利利益は守られるものであるが、申  
立人の「権利利益」は全く守られていない。実施機関が被害妄想的になっ  
ており、非開示の理由は、申立人に本来帰属すべき財産や正当な理由、そ  
れを回復するための「正当な」機会や権利等を奪う目的にしか受け取れな  
い。

実施機関が非開示の理由としている「おそれ」については無いものと判

断していただきたい。物理的に人殺しをする、傷害をする等の他害行為を申立人が行うことは全くない。申立人のどのような行動からそのような「おそれ」が推定されるのかを提示してほしい。提示することにより申立人の理解が得られ、逆にそのような行動の抑制に繋がる可能性も考えられ、実施機関にとって不利益にはならない。

(2) 本件請求文書④から本件請求文書⑦の非開示事由について

それぞれの文書を作成していないかどうかの事実の提示を求める。保存期間が過ぎているのであれば、具体的な法律に基づいた保存期間の提示や処理の記録の提示を求める。

#### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件保有個人情報には、開示請求者以外の個人情報が含まれており、開示することにより、当該開示請求者以外の正当な権利利益を害するおそれがあり、特定の個人が識別される情報を除いたとしても、なお個人の人格や財産に関する権利利益を害するおそれがある情報また開示請求者以外のものが開示請求者に知られたくないことに正当かつ具体的な理由があるものと判断できる。

また、当該公務員の氏名に係る部分を開示することにより、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあるものと判断できる。

- 2 本件個人情報には、関係機関とやりとりした情報や職員の評価・判断が含まれており、開示することによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずるものと判断できる。
- 3 市長同意事務、精神保健指定医事務、実地指導・実地審査事務、精神障害者社会復帰事業事務に関する文書については、開示請求に係る保有個人情報を記録した文書を作成及び取得していないか、もしくは保存期間が過ぎており、既に廃棄して存在しない。

#### 第 5 審議会の判断

##### 1 争点

以下の 2点 が争点となっている。

- (1) 異議申立人が開示を求めている保有個人情報が条例第20条第 1項第 3号

及び第 7号に該当するか否か。

(2) 本件請求文書③から本件請求文書⑦までが存在するか否か。

## 2 条例の趣旨等

条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人であっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第 1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、条例の法文を解釈すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第 1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

## 3 措置入院について

措置入院とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号。以下「精神保健福祉法」という。）第29条に基づき、精神保健指定医 2名の診察の結果、その者が精神障害者であり、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあると 2名の医師から認められたときに、行政の権限により強制的に入院治療をする制度である。

## 4 医療保護入院について

医療保護入院とは、精神保健福祉法第33条に基づき、保護者の同意と精神

保健指定医の診察を要件として（当時）、本人の同意を得ることなく精神科病院にて入院治療をする制度である。

## 5 一部開示文書について

### (1) 精神保健相談事務に関する文書

精神保健福祉相談記録は、保健所及び市町村における精神保健福祉業務について（平成12年 3月31日、障第 251号、各都道府県知事・各指定都市市長宛厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）に基づき作成される文書であり、相談指導、訪問指導、社会復帰指導その他のケース対応に当たって、対象者ごとに相談指導等の記録を整理保管し、継続的な相談指導等に活用するものである。

### (2) 指定医の診察・入院措置事務に関する文書

#### ア 平成22年 5月 5日付措置入院者の症状消退届

精神保健福祉法第29条に規定する措置入院の措置症状が消退した際に、法第29条の 5の規定により医療機関が届け出る文書である。

#### イ 平成22年 5月31日付入院措置の解除についての通知

精神保健福祉法第29条の 4の規定により入院措置を解除する旨を通知した文書である。

### (3) 医療保護入院届出受理事務に関する文書

平成22年 5月31日付医療保護入院者の入院届及び平成22年12月20日付医療保護入院者の退院届

精神保健福祉法第33条第 7項及び法第33条の 2の規定に基づき届け出る文書である。

## 6 非開示事由該当性について

### (1) 条例第20条第 1項第 3号該当性

措置入院は、本人の同意なくその者を入院させる制度であることから、通常、本件個人情報に記載内容と異議申立人の病識等との間に相違が生じることが予想される。

措置入院申請者氏名・住所・生年月日、主治医からの情報、診察医氏名・勤務先、及び関係職員の氏名等は、当該開示請求者以外の者の個人情報に該当し、これらを開示することにより、措置入院に対する本人の認識の相違から、各書類の記載内容の真偽や詳細等を確認するために、当該開示請求者以外の者に直接かつ頻繁に説明を求めるにとどまらず、当該意見に対する不満

や苦情を述べたり、抗議をしたりすることも、措置入院が本人の同意なくその者を入院させるものであることから、全く考えられないものではない。

また、当審議会の調査によると、過去に本市において、本人の意思に反した精神科病院への入院に関与した公務員に対し、その自宅や転勤先に押しかける等の事例が発生している。

こうした事例自体は、本件において、必ずしも生じ得るものとは考え難いが、上記説示したところに照らせば、およそ具体的に生じ得ない事例であるとは言い難いところである。そして、このような事例が生ずれば、指定医その他本件措置入院手続きに関与した者の平穏な社会生活に影響を及ぼし、その正当な権利利益を侵害するものと認められる。

以上のとおり、同号に該当するとする実施機関の判断に、特段不自然、不合理な点は認められない。

## (2) 条例第20条第 1項第 7号該当性

医師、関係機関の職員の判断・情報、親族からの情報等については、特定の個人が識別しうる情報ではないものも含まれているが、これが開示されることにより、関係機関に対し、各書類の記載内容の真偽や詳細等確かめるために、直接かつ頻繁に説明を求めたり、抗議をしたりする等、その正当な権利利益を侵害するおそれが生ずることが考えられ、そのため、今後医師及び関係機関の職員が患者に伝えていない情報を記載することを躊躇し、率直な意見が得られにくくなるおそれがある。医師、関係機関からの情報は、保健所との相互の信頼関係に基づきやり取りが行われている。これらの情報が開示された場合には、今後協力を得ることが困難になるおそれがあると認められる。

また、親族からの情報は非常に重要なものである。精神保健福祉相談は極めて個人的な情報を扱うことが多く、相談内容を開示することが前提となれば、家族等相談者が公的機関に対して相談をすることが難しくなる。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による医療保護入院では、本人の同意がなくとも、診察医の判断と保護者の同意（当時）により入院治療を受けることが可能であり、その前段階における情報が開示された場合には、今後親族等から相談が期待できなくなると認められる。

上記で述べたとおり、これらのやり取りなくしては、精神保健福祉活動に支障をきたし、保健所の役割を果たすことが困難になるおそれがあると認められる。

以上のとおり、同号に該当するとする実施機関の判断に、特段不自然、不

合理的な点は認められない。

- 7 異議申立てに係る処分で特定した保有個人情報以外に、開示請求に係る保有個人情報は存在するか。

文書の存否について、審議会が異議申立てに係る処分を所管する港区港保健所保健予防課に調査をした結果以下のとおりであった。

- (1) 本件請求文書④

文書保存年限を過ぎている。

- (2) 本件請求文書⑤及び本件請求文書⑥

健康福祉局における業務のため、作成・取得をしていない。

- (3) 本件請求文書⑦

異議申立人について当該事業に係る文書を作成・取得をしていない。

以上の実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

なお、(2)については、健康福祉局障害福祉部障害企画課による平成27年6月5日付け個人情報一部開示決定通知書において、いずれも文書不存在による非開示である旨が表示されている。

- 8 なお、異議申立人の主張には自身の境遇等を述べるものが含まれていたが、これらは、非開示部分を開示するべきと判断するに足る合理的な主張であるとは認められない。

また、異議申立人は措置入院の妥当性や精神保健福祉制度への意見も述べていたが、当審議会はそれらについて判断する権限を有しない。

- 9 上記のことから、「第1 審議会の結論」のように判断する。

## 第6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成27年 7月31日	諮問書の受理
8月 3日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
8月28日	実施機関の弁明意見書を受理
9月14日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
10月21日	反論意見書を提出するよう再通知

平成28年 5月20日 (第214回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
6月16日	異議申立人の反論意見書を受理
6月17日 (第215回審議会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
7月15日 (第216回審議会)	調査審議
9月16日 (第218回審議会)	調査審議
11月11日 (第220回審議会)	調査審議
平成29年 1月20日 (第222回審議会)	調査審議
2月 2日 (第223回審議会)	調査審議
4月21日 (第225回審議会)	調査審議
5月12日	答申